

2024年4月1日
株式会社 北海道銀行

特定個人情報等の利用目的の変更について

株式会社北海道銀行(以下、「当行」といいます。)は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項に基づき、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)の利用目的を以下のとおり変更(追加)いたします。

なお、変更(追加)日は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく受付を開始する2024年4月1日からといたします。変更(追加)点は、下線部をご確認ください。

〔特定個人情報等の利用目的について〕

- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ・ 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ・ 報酬・料金等の支払に関する法定書類作成事務
- ・ 投資信託取引または公共債取引に関する事務
- ・ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・ 不動産の譲受けの対価の支払調書作成事務
- ・ 預貯金口座付番に関する事務
- ・ 教育資金非課税制度等の適用に関する事務
- ・ 災害時及び相続時における預金口座の情報提供に関する事務
- ・ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

以上